

江戸川区立上一色南小学校いじめ防止基本方針

本校では、「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71条)に基づき、「江戸川区上一色南小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

いじめ防止等のための対策における基本的な考え方

【いじめの定義】(いじめ防止対策推進法第2条)

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じるもの」をいう。

【基本理念】

いじめは、全ての児童に関する問題であると認識し、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外問わずいじめが行われることがなくなるよう取り組まなければならない。

いじめの防止等のための対策は、すべての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながら放置することが内容に取り組まなければならない。

いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが重要であることを認識し、校内における組織的な体制とともに家庭及び関係諸機関との連携を図り、いじめの問題を克服することを目指して取り組まなければならない。

【いじめの禁止】

◇児童に対し、いじめを行ってはならないことを徹底する。また、児童はいじめが許されない行為であることを認識できるように徹底する。

◇教師は、いじめが絶対に許されないという認識をもち、児童に対して指導を行う。また、教師がいじめの助長となる言動を行ってはならない。

いじめ防止の具体的な取り組み

【未然防止】

- ◇いじめ防止対策推進法の周知
- ◇心の教育の充実
- ◇児童会活動の活性化
- ◇学習環境の整備

【早期発見】

- ◇定期的ないじめ調査の実施
- ◇いじめに関する校内研修の実施
- ◇スクールカウンセラーの活用
- ◇保護者・地域への意識啓発

【発生時の対応】

- ①学級担任及び、専科教員がいじめを認知した際は、速やかに生活指導主任へ報告を行う。また、いじめの事実があると思われる段階においても同様の措置をとる。
- ②生活指導主任は、いじめを認知した際、管理職及び養護教諭に報告を行い、指示を受ける。また、各教員に適切な指示を与える。
- ③生活指導主任は、必要があれば、いじめ対策委員会を開催し、いじめに関わる児童についての対応策を講じる。
- ④養護教諭は、生活指導主任からいじめの報告を受けた際、スクールカウンセラーに報告を行い、児童及び保護者のケアを図るように要請する。
- ⑤管理職は、いじめの認知の報告を受けた際、的確な指示及び指導を行うとともに、関係諸機関への報告・相談を速やかに行い、指示・指導を受ける。
- ⑥学級担任は、いじめの認知又はいじめの事実があると思われる段階において、当該児童及びその児童に関わる児童に対し面談を行い、事実関係を掌握するとともに指導を行う。また、当該児童の保護者及びその児童に関わる児童の保護者に対して、事実関係を報告するとともに適切な対応を行う。
- ⑦管理職は、いじめにかかわる事項について、解決を図るために、必要があれば児童及び保護者と面談を行い、適切な対応を行う。

いじめ重大事態への対処法

【重大事態への定義】（いじめ防止対策推進法第28条）

「重大事態」とは、「児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」をいう。

- ◇「重大被害」とは、例えば、児童が自殺を企画した場合、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発生した場合」など、生命、心身又は財産に重大な被害が生じる場合などが想定される。
- ◇「相当な期間」とは、年間30日を目安としている。
- ◇児童や保護者から重大事態に至ったと申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果でない」「重大事態とは言えない」と考えていても、重大事態と捉える必要がある。

【発生時の報告】

学校は、重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。

【調査の趣旨】

同種の実態の再発防止のために行う。

【調査内容】

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、誰から、どのような態様であったか、背景事情としてどのようなことがあるか、どのような対応をとったかを調査し、明確にする。

【調査結果の報告】

- ①調査結果を教育委員会に報告する。
- ②いじめを受けた児童及び保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を、適宜、適切に報告する。